

市長記者会見記録

日時：2015年8月25日（火）午後2時～午後2時53分

場所：本庁舎2階 講堂

議題：1 平成27年第4回川崎市議会定例会議案概要について（総務局、財政局）
2 中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書について（市民・こども局）

<内容>

（平成27年第4回川崎市議会定例会議案概要について）

司会： ただいまより、定例の市長記者会見を始めさせていただきます。

本日の議題は、平成27年第4回川崎市議会定例会議案概要について、あと、中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書についてとなっております。

それでは、市長から、初めに、平成27年第4回川崎市議会定例会議案概要について、発表いたします。

市長、お願いいたします。

市長： こんにちは。

それでは、平成27年第4回市議会定例会の準備が整い、9月1日、火曜日、招集ということで、本日、告示をいたしました。今定例会に提出を予定しております議案は、条例6件、事件5件、補正予算6件、決算等19件の計36件、また、報告4件でございます。

今議会の主な議案といたしまして、まず、議案第123号「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について」でございますけれども、来年1月からのマイナンバーの利用開始に向けて、番号法の規定に基づき、本市において独自にマイナンバーを利用することができる事務や、本市の内部においてマイナンバーを含む特定個人情報のやりとりを行うことができる場合を定めることで、マイナンバー制度の円滑な導入と市民の利便性の向上等を図るため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第132号「(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について」でございますけれども、川崎市立中学校完全給食につきましては、川崎市立中学校完全給食実施方針に基づき、平成29年度中の全校実施に向けて取り組んでおります。このたび、PFI方式で設計、建設、維持管理及び運営を一括して行う3つの学校給食センターのうち、(仮称)川崎市南部学校給食センターについて、総合

評価一般競争入札により入札を行い、落札者が決定したため、落差者がPFI事業を実施するために設立した特別目的会社である、株式会社川崎南部学校給食サービスと契約を締結するものです。

次に、議案第134号から議案第139号は、補正予算でございます。このうち、一般会計補正予算の内容といたしましては、国の基準単価が明らかになったことに伴い、事業費を増額する幼稚園園児保育料等補助事業費で、補正額は5,900万円余でございます。

次に、議案第140号から議案第158号は、平成26年度川崎市全会計決算についてでございますが、一般会計は、市税収入は過去最高となるものの、減債基金から32億円の新規借入れを行っており、引き続き厳しい財政状況となっております。

「待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦」に基づく保育受け入れ枠の拡大などにより、平成27年4月1日現在の待機児童ゼロを達成するなど、「安心のふるさとづくり」の実現に向けた取組を推進するとともに、等々力陸上競技場や中高一貫教育校、(仮称)リサイクルパークあさおなどの公共施設の再整備を実施いたしました。また、公営企業会計につきましては、全て赤字決算となっておりますが、これは、会計基準の改正に伴い、退職給付引当金を特別損失に計上したことなどによるものでございます。

いずれの議案につきましても、川崎市政にとって重要なものばかりであります。議会の皆様とは真摯に議論させていただき、両輪となって市政運営をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは、以上です。

司会： ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入ります。進行は幹事社さん、お願いいたします。

幹事社： 私から、すみません。2点。まず、市長に今回、123号で、マイナンバーの関係で条例案を出しますけど、すみません。マイナンバーについての所感は、以前、出ていたかどうか、ちょっと覚えてないので、改めてマイナンバーの、年金機構で個人情報の流出などの危惧を指摘する声もありますけど、マイナンバーについて、一言お願いします。

市長： このマイナンバー制度というのは、国民の利便性を高めて、行政を効率化して、公平・公正な社会を実現するための基盤となる仕組みだと思っておりますので、それゆえに、セキュリティー対策というのは大変需要だと思っておりますので、今後も国と一緒に、しっかりやっていきたいと思っております。

幹事社： わかりました。

あと、すみません。議案133号の競輪事業撤退の損害賠償の関係だったんですが、なかなか自治体同士で訴訟を起こすということは珍しいと思うんですけど、市長としては、本来払ってもらわなければならない現状について、いかがですか。

市長： 本当に残念な。裁判に持ち込まなければならないというのは残念な結果だと思いますが、支払われない現状でありますので、司法の場でしっかりと解決していくというふうな形ということで、残念ではありますが、必要な手続だと思っております。

幹事社： 何で払っていただけないんですか。

市長： 見解の相違というふうなのもあると思いますね。ただ、私どもは自信を持って請求しているわけでありまして。

幹事社： わかりました。各社さん、お願いします。

記者： 今の訴えの提起なんですけれども、額としては5,000万円ちょっとということで、大分少ないと思うんですが、今言ったように、見解の相違ということなんですけれども、市としては、何度も説明はされていると思うんですが、過去の裁判、平塚と鎌倉の例とかを見ると、競輪場設置者側が勝っている案件がある。それでも、向こう側は納得していただけないんですか。現状。

市長： 現状、納得していないということですね。何度もご説明に上がらせていただいたというふうに聞いておりますけれども。

記者： こういう件で川崎市が訴えを起こすのは初めてなんですか。

市長： ちょっと過去においてはどうだったというのは、すみません、ちょっと私、過去の例……。

記者： 和解はあるんですね。和解というか、話し合いでは。

市長： そうですね。ございます。解決一時金で、本市に3市……。ちょっとごめんなさい。

経済労働局公営事業部総務課長： すみません。よろしいですか。

市長： はい。

経済労働局公営事業部総務課長： 経済労働局の公営事業部総務課長の石と申します。よろしく申し上げます。

今のご質問の件ですが、過去において、こういった訴えを本市が起こしたことはございません。平塚競輪場の関係につきましては、平塚競輪場さんがまず1番目だという認識であります。また、解決したことにつきましては、昨年度、こちらで解決、3市1組合さんという団体の件が同じ解決一時金の問題がございまして、26年の8月

に和解をしているということではございます。以上です。

市長： よろしいでしょうか。

記者： これ、事務局でわかればあれなんですけど、ほかの自治体の競輪場でも、こういった訴えというのは結構頻発しているものなんですか。

経済労働局公営事業部総務課長： 訴え自体は頻発をしてはいません。

記者： 皆さん、和解というか、話し合いで済んでいる？

経済労働局公営事業部総務課長： そうですね。話し合いでお支払いいただいているふうに聞いております。

幹事社： ほか、各社さん、ありますか。

記者： 今回、市議会のほうを回ってみると、今回の議案の中で、南部給食センターの契約議案が注目されるどころの1つというような受けとめ方をしているようなんですけれども、その心とするところは、今回、154億円の契約を結ぶということで、平成27年度から16年ぐらいかけて返済していくということなんですけど、債務負担行為の設定についてはもう議決をしているという前提で、議会側が疑問視しているのは、果たしてこの財源はどこにするのか、どこから持ってくるのか、それを市側として明確に示していないんじゃないのか、こういう視点のようなんですけれども、この後、ほかに北部と中部も合わせると大体355億円ぐらいの予算が必要になると思うんですが、この財源については、市長、現段階でどういう具合に念出しようという具合に思われているでしょうか。

市長： これ、非常に大きな額の話ですので、大きな財政フレームの中でしっかりとご説明できるというふうには思っていますが、いずれにしても、このPFIの事案は、最も要するに効率的でかつ財政負担が平準化を図るためのものなので、バリュー・フォー・マネーのところのしっかり試算を出していきますし、最も市民の税金を無駄にしないというか、形でやっていると思いますので、そのあたりのことも議会で真摯に議論していきたいと思っています。

記者： 具体的にどういう具合に財源を捻出していくというのは、議会の中でお示しになるということ？

市長： 全体の中でということになります。だから、これをやめて、この350億円の財源を捻出するという、そういうふうな話にはならないと思いますので。

記者： わかりました。

幹事社： ほか、各社さん、ありますか。

司会： よろしいですか。

では、この件につきましては、終了させていただきます。ここで関係者が入れかわります。

(中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書について)

司会： 次に、中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書について、発表いたします。

なお、会見後、担当課によるレクのほうを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、市長、説明をよろしくお願いいたします。

市長： よろしいでしょうか。

それでは、中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書の公表についてでありますけれども、6月16日に中間取りまとめを公表したところでございますが、その後も検討を重ね、このたび最終報告を取りまとめましたので、ご説明を申し上げます。

それでは、報告書の主な内容につきまして、概要版でお示ししておりますので、こちらをご覧ください。

なお、「Ⅰ（第1章）事実関係の把握」と「Ⅱ（第2章）検証と考察」については、個人にかかわる情報に関する内容のため、非公開または一部抜粋、要約した内容となっております。また、中間取りまとめから項目追加や、一定の内容の充実を図った箇所は下線つきで表記しておりますが、構成等に大きな変更はございません。

初めに、「(第1章) 事実関係の把握」ですが、構成等は一部変更しておりますが、中間取りまとめをもとにした内容となっております。

次に、概要版の1ページから4ページにかけての「(第2章) 検証と考察」でありますが、中間取りまとめから主な変更点といたしましては、まず、「1 教育委員会関係」については、「児童生徒に対するSNS利用等に関する実態調査」や、「子どもの相談窓口の認知度及び活用度の実態調査」の結果に基づく加筆を行っております。また、「3 子どもの安全・安心な環境づくり」において、地域における各種団体との意見交換を実施、その際にいただいたご意見を加筆しているものでございます。

個別の説明については割愛いたしますが、4ページの一番下の囲み部分の「4 総括」で記述しているとおり、子どもの安全・安心にかかわる施策事業や分野は多岐にわたっており、所管部署も異なっていますが、課題を抱える子ども自身が声を上げることは容易でないため、職員一人一人が意識を高めて、行動や様子の変化からSOSを受信する感度を高め、情報を重ね合わせるなど、連携をより一層強化していくことが必要です。

今回の事案では、被害者が危機的な状況に陥っていく過程で、関係部署が一步ずつでも踏み込んで支援するなど、相互に連携した十分な対応が図れなかったことは真摯に反省すべきであると考えております。

また、未然防止の観点から、子どもに優しいまちづくりを地域とともに推進していくことが何より重要ですので、全市で効果的な施策・事業を展開するためには、今後は部局横断的な取組を推進していかなければならないと考えております。

次に、5ページに参りまして、「(第3章) 再発防止に関して」でございますけれども、「2 今後、取組の強化を進めるもの」について、中間取りまとめから項目の追加や一定の内容の充実を図っておりますが、主なものを申し上げます。

「(1) 教育委員会の取組」といたしまして、これまで不登校児童生徒の実態を把握し、支援を行ってまいりましたが、今後は長期欠席傾向のある全ての児童生徒への対応を含めた包括的な不登校対策を実施するとともに、家庭・地域の教育力を高めるための取組の充実を強化してまいります。

「(2) 学校に求める取組」といたしましては、実態調査の結果を踏まえ、子どもの相談機関等を有効に活用できるような周知・啓発や、状況に応じて柔軟で組織的な対応が可能となるような指導体制の再構築を図るとともに、区役所の福祉部門との適切な連携を通じた児童支援活動を推進するなど、児童生徒指導体制の見直しを図ってまいります。

(3) の「保健・福祉領域の取組」といたしましては、こども支援室の学校・地域連携担当(区・教育担当)や児童相談所など、保育、福祉の各機関の連携強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協の仕組みを活用して、外部からのスーパーバイザーを活用するなど、その役割・機能の充実・強化を図ってまいります。

「(4) 児童相談所の取組」といたしましては、児相が的確に情報を得る方法として、「児童虐待対応ハンドブック」を活用し、各関係機関に対し、虐待のみならず、子どもたちのSOSへの気づきについてのノウハウの取得や通告の仕方等について啓発し、連携のあり方を共有してまいります。また、法改正により可能となった、法務少年支援センターの地域援助機能を活用した支援策の強化について、検討・協議を進めており、専門的な支援の充実を図ります。

「(5) 青少年健全育成事業における取組」といたしましては、(仮称)川崎市子ども・若者プランを今年度中に策定する中で総合的な子ども・若者施策を推進してまいります。また、こども110番事業において、協力施設の拡充を図るとともに、子

もたち自身がまち歩き等により協力施設の場所を確認するなど、地域で顔のわかる関係づくりの取組を推進します。

「(6) 子どもの相談機関における取組」といたしましては、国や民間を含めると20を超える相談機関があるものの、十分に活用されていない実態があることから、機能強化や連携のあり方の検討を行います。

「(7) 地域の安全・安心まちづくり」といたしましては、地域における各種団体との連携強化を図り、情報共有の仕組みを検討するとともに、今年度中に公園等への防犯カメラ等の設置基準を策定するなど、ハード面の対策も推進してまいります。

「(8) 子どもの居場所のあり方の検討」といたしましては、単に空間的な場所だけということではなく、大人が子どもと正面から向き合って話を聞くというソフト面での充実も含めて、そのあり方を検討するとともに、子どもの理解のための啓発を推進していきます。

「(9) 警察との連携推進」といたしましては、教育委員会が県警との相互連携に係る協定の締結に向けて手続を進めているところでございますが、今後は、取組が一定程度進んでいる児童相談所に加えて、他の関係機関についても各警察署や県警少年相談・保護センターとの連携を強化してまいります。

「(10) 子どもの安全・安心に関わる現場レベルでの関係機関等の連携強化」につきましては、地域の協力を得ながら、個別の機関間の連携強化を行うとともに、支援が必要な個別のケースについては、要対協の仕組みを有効に活用するなどして現場レベルでの連携強化を図ります。特に学齢期の子どもへの対応に向けて、学校と福祉部門の連携推進が不可欠であることから、その核となる区役所の組織整備に向けても検討をしてまいります。

最後に、「3 子どもの安全・安心に関わる部局横断的な連携調整機能の設置」につきましては、これまで述べてきたような、それぞれの分野での専門的な取組や個別の連携を推進しつつ、部局横断的な連携を図るために、施策レベルでの一元的な連絡調整機能をこども本部に設置し、個別な実行計画を策定するなどして、継続的に各施策・事業の進捗管理を行うとともに、各専門分野の職員の連携を深めるための研修の企画調整を行うなど、着実な取組を推進します。

報告書の主な内容は以上となりますが、言うまでもなく報告書をつくることがゴールではなく、ここからが新たなスタートとなります。既に取組を始めている対策もございませうけれども、中長期的な対応が必要な対策等につきましては、別のステージで引き続き議論を進めるなど、地域の皆様や関係機関・関係団体等の幅広いご意見をい

ただきながら、引き続き検討を行い、さらなる取組の強化を進めてまいります。

次に、外部有識者が作成された「中学生死亡事件に係る専門委員からの提言」について、ご説明を申し上げます。

本提言は、庁内対策会議の報告書の構成に合わせ、有識者会議等における意見を列記をするとともに、最後に、全体を振り返って各委員の専門領域からの視点に基づく見解が記載されております。有識者会議では毎回、予定時間をオーバーするほど熱心なご議論をいただきました。報告書の作成に当たり、様々なご指摘や貴重なアドバイスをいただき、その都度、報告書のブラッシュアップを重ねてまいりました。今後の施策の推進に当たっては、いただいた提言を生かしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、被害少年のご冥福をお祈り申し上げますとともに、このような事案が二度と繰り返されることがないように、引き続き再発防止に向けた総合的な対策に取り組んでまいります。

私からは、以上です。

司会： ありがとうございます。それでは、質疑応答に入ります。

進行は幹事社さん、お願いします。

幹事社： まず、報告書を策定しましたけど、今もおっしゃったように、これからがスタートだということなんですが、報告書をつくるに当たって一番議論が白熱した点というのをちょっと改めてお伺いしたいのと、あと、この報告書で、次の犠牲者が出ないようになるかどうかということについての所感をお願いします。

市長： やはりこれはずっとこの件について申し上げてきたところだと思いますが、今回の件は、被害者少年のこの情報というのは、どの機関も断片的には持っていたと。断片的には持っていたんだけど、それを重ね合わせて支援に入るところまでの認識というものが足りなかったし、認識が足りなかったからこそ、この事件が起きたと思っています。そういった意味では、各機関がもう一歩ずつ踏み込んでおけば、この事件は防げたんだというふうな反省があります。そういった意味で、まず、そこを改善することから始めようと。

それから、再発防止に関しては、部局横断、横串を刺すということは大変重要だと感じましたので、まず、こども本部にそこを集めて横串を刺すような対策をとってきたいと、有機的に結びつく。

それから、議論が多く出ましたのは、子どもの居場所づくりというところなんです。この居場所づくりは、家庭・学校・地域それぞれありますが、それぞれに癒しでありますとか、人間形成の場でありますとか、あるいはお互いに相談できるといった、そう

いった場所でなければならないはず。それぞれの居場所というものをもっともつと機能させていかなければならないと思っています。子どもの権利条例を制定した、この川崎市でも、子どもの居場所づくりというふうなのをうたってきたわけでありますけれども、その精神を本当にさらに生かしていかなければならないということを今回、改めて痛切に感じているところです。

幹事社： じゃ、もう一つ。提言書に関してなんですが、貴重なアドバイスというところなんですけど、外部有識者を設置したことで、どの意見が貴重なアドバイス、また参考になった点というのはどういうところになりますか、提言の中で言うと。

市長： どの意見がということではありませんけれども、皆様、やはり今申し上げたように、子どもの居場所づくりの大切さということと同時に大人が、なかなか子どもというのはSOSを発信して表現するということがなかなか簡単ではない。しかし、そのことに大人がしっかりと寄り添う、理解するということがとても大切だということについて、いろんなご意見をそれぞれの専門的な知見からいただいたと思っています。

幹事社： わかりました。では、各社さん、お願いします。

幹事社： 今回、川崎で起きた事件から半年以上がたつ中で、最近では、大阪で中学生2人が犠牲になるという、よく同じ中学生が犠牲になるという事件がありましたが、それについて、市長はどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。

市長： 本当にまさにこの川崎の事件も同じだと思うんですが、子どもの居場所づくりというところが私は大切なんじゃないかと。大阪の事件は、ちょっとまだ概要がしっかり見えてこない部分がありますけれども、子どもたちのSOSなり、あるいはちょっとした相談ができる居場所がなかったところがこういった悲惨な事件を生んでしまったのではないかなと思っています。そういったところがまだわかりませんが、共通しているのではないかなと思っています。

幹事社： ありがとうございます。

幹事社： すみません。ちょっとしつこくなって申しわけないんですが、個人情報のところもまた非公開、または一部抜粋と、要約ということなんですけど、もう少し具体化はできなかったのでしょうか。

市長： それは私どもだけでなく、私どもも若干のもどかしさを感じながら思っていましたけども、外部有識者の皆さんからもそれについて様々なご意見をいただきましたが、やはり難しいという結論に至りました。これは個別な再発防止に関しても、今回の1つの事件をどう見るかはものすごく大事なんですが、しかし、一般化しません

と、ある意味抽象度を増して一般化しないと、あらゆる対策ということにはならないということでもありますので、そういった意味では、再発防止に関しては個人情報があってもなくても、こういった結果になるというふうには思っております。

記者： 個別の実行計画、アクションプランを策定するということですが、これはいつぐらいまでに、色々な施策ごとに違うのかもしれませんが、こういった形でつくっていくという形なんですか。

市長： ちょっと様々な施策というふうな形になるので、子ども・若者プランというふうなものでもしっかり策定していくというものもありますでしょうし、実際に今、それぞれの個別な計画というふうなものもありますので、それぞれに取り組んでいきますが、ただ、先ほど申し上げた連携の場は早急に立ち上げて、まずはこども本部ということで、連携強化をしていくと。しかし、組織整備については、若干時間がかかるかもしれませんが、機能連携についてはすぐにでも取りかかるということでございます。

記者： すみません。5ページのところの最初のアンダーラインのところなんですが、「長期欠席の可能性のある全て」、市長は先ほど「長期欠席の傾向の可能性はある」とおっしゃいましたが、この「全ての児童生徒」というのは具体的にどういう児童生徒を差しているんですか。

市長： 例えば今までは長期欠席というくくりでしか見ていなかったものを、もう少しこの日数、長期欠席というのは何日以上というものがあるわけですが、その日数に関係なくして、少し休んでいる、何日か休んでいるという状況であっても、いわゆる複合的な情報をもとにしっかりと要支援、支援をしていく必要があるんだという子どもに対しては、何日休んでいるかという規定にとらわれず、全ての子どもたちにと、そういう意味でございます。

記者： 先ほど来、市長がおっしゃられている一歩、断片的には情報をつかんでいたけれども、重ね合わせて一歩踏み込めなかったことが問題だったと思う。それで、さらに真摯に反省すると。これは中間報告の段階からおっしゃられていたと思うんですが、子どもの個人情報の保護ということはもちろん必要だという認識はあるんですが、ただ、どの部分が具体的にどういう具合に関係機関が一歩踏み込めなかった理由なのか、何が足りなかったのかということがこの報告書からではよく見えてこないと思います。

これは例えば最近で言うならば、東芝だとか、少し前ならば弊社もですが、不祥事を起こしてしまったときに、報告書をきちんと上げて、その中には、誰がどの

段階でどういうことを間違ったんで、結果としてこういう具合になってしまったというふうに書かれています。というか、これが報告書のスタンダードだと思います。ただ、これはぼやっとした反省ということしか書かれていなくて、何がどういう理由でそれができなかったのかということがつまびらかになっていません。これでは不十分だと思いますし、皆さん、胸を痛めていらっしゃるということは重々お察ししますが、個人にかかわる認識の浅さの部分というのがあったと思うんで、これでは、なぜそういうことができなかったのかということがはっきり市民にはわからないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

市長： これまでもちょっと申し上げてきたかもしれませんが、今おっしゃったような経済事件だとか、あるいは不祥事案件とは、今回の亡くなられている個人、1人の子どもが亡くなっているというふうな事件、いわゆる個人情報の保護の仕方というのは当然違ってくるというふうには思います。一方で、抽象度を上げて、ここに書かれている、何をしなければならないか。例えば一般論でありますけれども、要対協というふうなのをもっと機能させていかなければならないといった取組だとか、そういったことというふうなのは、何をしなければならないというふうなのがしっかりと読み取れるようになっていると思っています。

記者： 再発防止策の前提となるのは、至らなかった部分がこういうことであった。こういう理由で至らなかったんで、こういう再発防止策を講じるというのが組み立て方だと思うんですけれども、その部分が非常に抽象的な感じがしてならないんです。

市長： 例えば申しわけありませんが、どこの個人情報を上げればおっしゃるようなものになるのでしょうか。ちょっと……。

記者： 例えばですけれども、当初、教育委員会は、会見の中で、「担任の先生が1カ月ぐらいの間に30回ぐらい、電話をしたり、家庭訪問をしたけれども、本人と会うことができなかった。これは会うべきであった。」という具合に説明しています。例えばこういうところだと思います。こういうのがこういうところには載ってないと思うんですけれども、それはなぜですか。

市長： 個人情報として保護しなければならないというふうに捉えた部分があるからです。

記者： 担任の先生が家庭訪問に行っていたけれども、会えなかった。これは会うべきなんだ。だから、家庭訪問に行ったり、電話をかけたときには本人と話すまで努力しましょうとか、本人と話せるように工夫しましょうというのが再発防止策になると思うんですが。

市長： おっしゃることはわかるんですが、被害者のご家族などにも一定の配慮というふうなのは、私は必要だと思っています。私どもの取組が隠すとか、あるいは責任を逃れるということでは、全くそういう趣旨ではありません。守らなければならないというふうなのは何かというところはぜひご理解をいただければと思っています。

記者： 例えば今のところ、ちょっと繰り返しますけれども、事件から発生間もない段階でもし先生が会えていたら、あるいは話ができていたら、危機的状況をもっと早い時期に察知できて、悲惨な結果に至らずに済んだのではないかというようなことが言われました。例えばこういうことはもっと、行って会えなかったということが個人情報に当たるのかということが私には理解できないんですけれども、なぜこれが個人情報になるのでしょうか。

市長： 申しわけありません。では、個別のどこの個人情報が守らなければならないのかと言ったら、多分ずっとこれを延々と繰り返すことになると思いますが、ちょっと避けたいと思いますけれども、本当に繰り返しになりますけれども、どこまでを。冒頭申し上げましたけれども、なるべくだったら出したいというふうに私どもも、そして外部有識者の皆さんも思っていた。それでも、ぎりぎりのところで、ぎりぎりのところはどこまでなんだろうということで、こういった報告書をまとめさせていただいております。

記者： いや、そうでは……。そういう話ではなくて、一義的には学校の先生が家庭訪問していて、それが不登校になった後の初期対応だったと思うんですけれども、そういうことをどれぐらいやっていて、結果どうだったということがどうして守るべき個人のプライバシーになるのでしょうか。例えばそこから、家庭訪問のやり方をこういう具合に変えてみようだとか、電話をしても、電話ができなかった、つながらなかったならば、ほかの先生たちに相談してみようだとか、そういうような具体的な再発防止のフローをつくれると思うんですが、今回、そういうところも書いてないというのは、何を守ろうとされているのかということがよくわからないんですけれども。

市長： 何を守ろうというふうなのは、個人情報は守らなければならないという観点で書いております。

記者： 再三申し上げているように、家庭訪問して、先生が子どもに会えなかった、あるいは電話して子ども本人と話せなかったというのは、これは個人情報に当たるのでしょうか。

市長： 皆さんの目、私個人というよりも全員の皆さんの目をいただいて、まとめ上げてきた報告書でありますので。

記者： いいえ。そういうことではなくて、市長に、当初、不登校が始まった後に、先生が家庭訪問したり、電話をしたけれども、本人と会ったり、話したりできなかったということが個人情報に当たって、伏せるべき内容であるのかということ、そのご認識をお伺いしているんです。

市長： その訪問に行ったと、行かないとかというふうな話というのは個人情報に当たらないかと思えますけれども、何度訪問したとか、何とかというふうな細かい詳細となると、またちょっと意味合いが違ってくるのかなと思えます。

記者： それは伏せるべき内容ですか。

市長： それはちょっとご判断にお任せします。

記者： 当初、もし本人と会えたり、話せていたら、こういう危機的な状況をもっと察知できたのではないかというご認識を教育委員会も、おそらく市長も示されていたと思うんですが、会うべきだった、話すべきだったという趣旨のことをおっしゃっているといると思うんですけど。

市長： それが再発防止とどこに。連動してないとおっしゃるわけですか。

記者： そうではないです。そういうところが一步踏み込めなかった反省なんだとするならば、その部分をつまびらかにした上で具体的に、家庭訪問だったら、こういう具合にしましょうというような再発防止策を考えられると思うんじゃないでしょうかという質問をしているんですが。

市長： ちょっと私の理解度が足りないのかもしれませんが、質問のご趣旨がよくわかりません。

記者： すみません。先ほどご説明あった子どもの居場所づくりの重要性の部分についても、ちょっと今のご質問と似たような部分を感じていまして、報告書の中で、上村君について、実際に居場所があったのか、なかったのかということが一切触れられずに、居場所づくりが重要というふうな記載がありましても、例えば今回なかったから、居場所づくりが重要ということなのか、あったんだけど、それが十分でなかったのかということがよくわからないんですけれども、その点、市長としては、彼個人の居場所についてはどのように捉えていらっしゃいますか。

市長： 結果的に、ここは専門委員からの提言の冒頭の「はじめに」のところの1ページ目の後段の、中から、4段落目ぐらいになるんですが、子どもの居場所を確保し続けること、子どもの状況を理解・把握をし寄り添うことは、大人に課せられた役割であり、義務であると。事件が起こるのは、そういった必要な義務が果たされなかったときであると。今回の事件も、学校や行政が必要な支援を行なえなかった、行わな

かったために起きたと言えると。私はこの専門委員会の「はじめに」の言葉というのは共有しています。要は、そういったところが行えなかったんだと、必要な支援をというところに今回の事件の発生があったんだと、防ぐことができなかったんだというふうには思っています。

記者： そういうご認識があれば、この報告書本体にも、そういうことを書かれてもいいのかなという気がしたんですけれども、ここがなかなか報告書本体となると、先ほどの質問とも連動するんですが、ちょっと一般化しなければならないと思うんですが、一般化の中で、今回の事件についての検証というか、出発点の部分がどうしてもぼやけてしまっているのかなという気がするんですけれども、その切り分けはどうなんでしょうか。

市長： いずれの検証のところでも、いわゆる足りていなかったという部分については、教育委員会関係、あるいは市長部局のところも含めて記載させていただいていると思っておりますけれども。

記者： そうですね。ただ、子どもの居場所のところについては、対応が十分でなかったという記載がありましたので。各部局についての検証というところでは、確かにこうすべきであったというのがあるのは理解しているんですけれども、今回の彼個人について、居場所づくり、大人に課せられた義務が十分果たされていなかったということなんでしょうけれども、実際に例えば家庭であるとか、学校であるとか、友人関係であるとか、公共の施設、どの部分について彼の場合は十分でなかったというような検証は、ないような気がします。

市長： そうですか。私、この報告書の中では、いずれの今おっしゃっていただいたそれぞれの機関というところに、やはり足りていなかった部分があると思っていますし、そのように記載をしているというふうに認識しております。

記者： すみません。被害者を生まないという視点で報告書はつくられているように思えるんですけど、加害少年——加害少年と言っていいのかわからないんですけど、現段階で——を生まないためにというところで力を入れた報告書で、力を入れた部分というのはどういうところでしょうか。

市長： ごめんなさい。

記者： 加害少年を生まないという視点で力を入れられた部分というのは、どういうところになると思いますか、報告書では。

市長： 加害少年を生まないというのは、加害少年に関しては、冒頭でも申し上げているとおり、情報が非常に少ないという中での1つの考え方というふうにはなってい

ますが、その中でも、被害者であっても、加害者であっても、やはり子どもの居場所づくりというものが大切だということに、ある意味、そこを重点にしなくちゃいけない部分だと思いますし、加害少年にあっても、教育部門と、あるいは福祉部門との連携というふうなのは被害者であっても、加害者であっても関係ないと思っています。そういった意味での取組をこれから強化していくということにあると思います。

記者： ありがとうございます。

記者： すみません。今後、川崎市さんとしての対応はわかりました。今後、国などに要望するようなお考えは、市長として何かありますでしょうか。

市長： 国に要望ですか。

記者： 例えば概算要望の時期に、各地の実態に合わせて、所管大臣に要望を陳情される市長さんは多くおられます。そういったことを念頭に置きまして伺っているわけですが、例えば人員が足りないとか、体制整備のためにこれだけお金が必要であるとか、何か今回の事件を受けた反省を踏まえた要望を行うおつもりはありますでしょうか。

市長： 例えば教育にかかわる職員、いわゆるスクールソーシャルワーカーの話でありますとか、あるいは児童支援コーディネーターの話でありますとか、そういった子どもの支援にかかわる人員というのはやはり重要であると、これまで以上に重要であると思っていますので、そのための加配というか、そういったものについては求めていきたいというふうには思っていますが、あるいは先ほども少し触れましたけども、相談の窓口が民間や国や、あるいは私たち等々、もう20ぐらい窓口があるんだけど、それをまとめていくというか、連携していくということが必要になってきますので、そういった意味では、国だけではなく、ほかの連携機関としっかり密にしていかなければならない。私たちの都合ではなく、子ども視点になってそういったものを進めていかなければならないなと思っています。

記者： ありがとうございます。

幹事社： すみません。すみません。ちょっと改めて確認をさせていただきたいんですけど、中間取りまとめのときにもちょっとしつこく聞いた部分なんですけど、事実関係のことで、今回の報告書をつくるに当たり、この事件自体が友人同士のトラブルだったのか、それとも上級生から下級生に対してのいじめだったのかみたいな、どういう前提でまずスタートを始めたかと捉えれば、認識すればいいんですか。ちょっと事件の概要の2ページを見ているんですけど、そこのところは、いきなり男の子が殺されたというようにしか書いてなくて。

市長： いろんな背景というものが考えられるんだと思いますけれども、外部有識者会議の中でも、どう見ていくべきなんだというふうな話がありました。しかし、今回の事件の概要の全容が本当にわかっているかという、いわゆる殺人というような形に至るまでのものがその1つの要因なのかというのは、ちょっとわからない部分があります。

幹事社： ただ、その中で何かをとって、今回、最終報告書をつくったわけで、そのところはちょっと、どのような事件かというのは、ぼやっとでもいいんでもう少し具体的ににならないんですか。

市長： これがいじめであるというふうに断定するというふうなことはちょっと難しいと思います。何かでこうなんだというふうに断定することは非常に難しい事案ではないなと思います。

幹事社： 交友関係のトラブルともに……。

市長： も見れますし、いろんな見方というふうなのは、おそらく複合的なものではないかと思います。それを例えばいじめだというふうに、例えばの話でとってしまうと、ある意味見えなくしてしまう部分というのがかなり出てくるのではないかと思います。

幹事社： そこでたしか共通認識をつくったという、最初のほうの外部有識者の最初のほうで思ったんですけど、それは何だったのかというのは今、公言はできないんですか。

市長： それ、どういう？ それは……。

幹事社： 事件をつかむ上で、こういう事件だねという、会議の最初のほうにたしか共通認識されたと思うんですけど、それはこの場では無理なんですね。

市長： ちょっと私もあれですけど、1つの断定的な、今申し上げたように、断定的にはなかなか見てはいけないのではないかというふうな、そういった共通認識だったというふうに、私は理解しております。

幹事社： わかりました。各社さん、いかがでしょうか。

司会： じゃ、よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、終了させていただきます。

《市政一般》

（日鉄住金鋼管株式会社川崎製造所の火災について）

司会： 引き続きまして、市政一般になります。進行を幹事社さん、お願いします。

幹事社： たびたびすみません。昨日の日鉄住金の火災の件でちょっと。結構大きな火災となったので、その所感をお願いできればと思ったんですけど。

市長： 今日は、社長さんが朝一で来られまして、大変市民の皆様にご迷惑をかけたということでご挨拶に来られました。私としては、何よりも、この火災によって死者、あるいはけが人が出なかったというのが一番よかったというふうには思っておりますけれども、しかし、引き続き、まだ解体工事中だったということでもありますので、とにかく安全には万全な注意をしてこれからの作業を行ってくださいということは強く申し上げました。

幹事社： それで、あそこは浮き島で埋立地ですけど、今回、場所がかなり細長くて、ちょっと消防車も入りにくいと思うんですけど、今後、ああいった臨海部の工場群に対してマニュアルとか、何かそういうものは、策定されるお考えとかはありますか。

市長： ちょっと詳しくは、担当が今、おそらくいないのではないかと思いますけれども、おそらくそういった臨海部においての例えば自主防のマニュアルだとか、あるいは自主防災組織みたいなものというふうなのは存在しているとは、ちょっと確認いたしますが、そういうふうにはなっているとは思いますが、担当いますか。答え、よろしいですか。

消防局予防課長： 消防局予防課長の酒井と申しますけれども、解体のマニュアルということをございましょうか。

市長： 解体のマニュアル？

幹事社： 解体というか、臨海部での火災が起きたときの対応などというのはあるんですか、市としては。

消防局予防課長： コンビナートの火災でありますと、コンビナートの火災の出場区分とか、全部そろえていますけれども、今回は一般火災ということで、一般火災の出動マニュアルに従って出動しております。

幹事社： わかりました。他社さん、お願いします。

(戦後70年談話について)

記者： 安倍総理が出された戦後70年談話、これについて、市長の受けとめ方をお聞かせください。まあよかったとか。

市長： 特には、いいも悪いもというか、受けとめさせていただきましたというか、感想めいたものは特にございませんけれども、すみません。

記者： わかりました。

(市長の動向について)

記者： 市長の動向で、先日、アフリカの国の駐日大使の方がいらっしゃっていたかと思うんですけど、何か新しい動きがあるとかということではないんですか。なかなか見かけなかったんで、ちょっと何で来たんだろうなと思ったんです。

市長： タンザニアの大使がお見えになったんですが、7月1日に、大使に着任されて、その4日後の7月5日に川崎市のインターナショナルフェスティバルが行われまして、そこに大使ご本人がお見えになって、川崎のポテンシャルのようなことを随分と感じていただいたようでございまして、これから、今後の話になるというふうにおっしゃっていましたが、タンザニアもかなり経済成長著しいアフリカ諸国の中の1つであるので、ハイクオリティーなものを求めている。については日本との貿易というふうなこともしっかり連携をしていきたいというふうに思うので、まずは川崎から始めたいというふうなお話を言っておられました。

秋ごろなのかもしれませんけれども、デリゲーションも来るというふうな話で、川崎とのマッチングをうまくやっていきたいというふうなお申し入れがございましたので、ぜひ商工会議所等も含めてやっていきたい、一緒にやっていきましょうというふうなお話をさせていただきました。

幹事社： 各社さん、よろしいでしょうか。

司会： 質疑はよろしいですか。

それでは、以上をもちまして市長会見を終了させていただきます。ありがとうございました。

(以上)

この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務局秘書部報道担当

電話番号：044(200)2355